



事務連絡
令和3年3月9日

金属アーク溶接等作業を行っている事業者 殿

石川労働局労働基準部健康安全課長

溶接ヒューム等に対する規制に関する情報提供について

平素よりアーク溶接作業従事者の安全と健康の確保にご努力いただき厚く御礼申し上げます。

金属アーク溶接等作業については、じん肺法（昭和35年3月31日法律第30号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年4月25日労働省令第18号）等の規制を受けておりますが、今般、溶接ヒュームについて、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになりました。

これを受けて、労働安全衛生法施行令の一部が改正（令和2年政令第148号）され、金属アーク溶接等作業について、特定化学物質障害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第39号）の適用を受けることとなり、令和3年4月1日から段階的に同規則が適用されることとなりました。

つきましては、金属アーク溶接等作業における法改正の留意点を別添1のとおり取りまとめましたので、金属アーク溶接等作業を継続して行う事業場向けのリーフレット（別添2）及び厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課が作成した溶接ヒュームに係る関係省令等の解釈等（令和3年1月15日付け基安化発0115第1号 別添3）と併せてお知らせいたしますので、溶接ヒュームのばく露防止対策にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記2の問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

おって、厚生労働省では、現在、「じん肺総合対策普及啓発事業」を行っており、別添4のとおり、「粉じんばく露防止対策」のオンラインによる動画講習を令和3年3月5日0時から同年3月22日23時59分まで配信しておりますので、粉じん障害防止対策の推進に向けて、ご視聴下さい。

記

1 送付資料

- (1) 金属アーク溶接等作業における法改正の留意点
- (2) 金属アーク溶接等作業を継続して行う事業場向けのリーフレット
- (3) 令和3年1月15日付け基安化発 0115 第1号「特定化学物質障害予防規則における第2類物質『溶接ヒューム』に係る関係省令等の解釈等について」
- (4) 2021年オンライン講習 粉じんばく露防止対策

2 問い合わせ先

機関名	管轄	連絡先
石川労働局労働基準部 健康安全課	県下全般	076-265-4424
金沢労働基準監督署	金沢市、白山市、野々市市、 かほく市、河北郡	076-292-7935
小松労働基準監督署	小松市、能美市、加賀市、 能美郡	0761-22-4245
七尾労働基準監督署	七尾市、羽咋市、鹿島郡、 羽咋郡	0767-52-3294
穴水労働基準監督署	輪島市、珠洲市、鳳珠郡	0768-52-1140

【担当】

石川労働局労働基準部健康安全課
地方労働衛生専門官 道下 豊

【TEL】076-265-4424

金属アーク溶接等作業における法改正の留意点

別添 1

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業場の特定化学物質障害予防規則の適用のうち、主たるものについて、以下のとおりフローシートを作成しましたので、リーフレットと見比べながら確認してください。

ステップ 1 金属アーク溶接等作業に該当している。(Noの場合には適用はありません。)

金属アーク溶接等作業

以下のいずれかに該当する作業をいう(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれない)。

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業

YES

- ① 令和4年4月1日から特定化学物質作業主任者の選任義務あり(裏面1参照)
- ② 金属アーク溶接等作業に常時性がある場合には、令和3年4月1日から6か月ごとに1回、特殊健康診断の実施義務あり(裏面2参照)

ステップ 2 屋内作業場に該当している。

屋内作業場

以下のいずれかに該当する作業場をいう。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

YES

令和3年4月1日から全体換気装置による換気等の実施
(※全体換気装置：動力により全体換気を行う装置)

ステップ 3 金属アーク溶接等作業を継続して屋内で行っている。

継続して行う屋内作業場

- ・建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれない。
- ・屋内において特定の場所で繰り返し行っている場合、頻度に関係なく、たとえ年に数回であっても、その場所で溶接作業が行われるのであれば、その機会に濃度測定が可能であることから、「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」に該当。

YES

- ・金属アーク溶接等作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするとき(リーフレットP2に解説)は、以下の措置を講じることが必要
- ・現に、継続して金属アーク溶接作業を行っている事業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度測定(個人ばく露測定)の実施義務あり。

ステップ 4 溶接ヒュームの濃度測定(個人ばく露測定)の実施

① 溶接ヒュームの濃度の測定(リーフレットP3に解説)

測定の結果がマンガンとして0.05mg/m以上等の場合

② 換気装置の風量の増加 其他必要な措置
(リーフレットP4に解説)

③ 再度、溶接ヒュームの濃度の測定

④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる
(リーフレットP4に解説) ※防じんマスクの着用義務あり

⑤ (面体を有する呼吸用保護具の場合) 1年以内ごとに1回、フィット
テストの実施(リーフレットP5に解説)

令和4年3月31日まで

個人ばく露測定は、
・第1種作業環境測定士
・作業環境測定機関
などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者による実施をお願いします。(裏面3参照)

令和4年4月1日から選択された呼吸用保護具のレベルと粉じん則の呼吸用保護具のレベルを比較し、防護能力が高い呼吸用保護具を選択

施行日以前に対応することは差し支えありません。

令和5年4月1日から実施(裏面4参照)

金属アーク溶接等作業における法改正に向けた対応の留意点

1 特定化学物質作業主任者の技能講習実施機関

区分	講習名	講習機関名	住所・連絡先	予定
技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	公益社団法人石川県労働基準協会連合会	920-8203 石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館3F (076-254-1265)	令和3年5月、7月、9月、11月 令和4年1月、3月
		一般社団法人小松労働基準協会	923-0804 石川県小松市光町25 小松鉄工機器協同組合会館 (0761-22-4232)	令和3年5月、11月
		一般社団法人七尾労働基準協会	926-0852 石川県七尾市小島町西部19番2 (0767-52-5343)	令和3年8月、10月 令和4年1月

※石川県労働基準協会連合会・小松労働基準協会の直近の講習については、キャンセル待ちの状況です。七尾労働基準協会については、現在、申し込みには余裕があります。

※新たにアーク溶接作業に労働者を従事させる場合には、当該労働者に特別教育を実施する必要があります。特別教育の実施機関は、石川労働局HPの令和3・4年の技能講習・特別教育等の実施計画をご確認ください。
<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/000801838.pdf>

2 特殊健康診断の実施機関について

特定化学物質に係る特殊健康診断の実施機関について、当局に照会が寄せられておりますが、健康診断の実施機関を教示することは、公平性の観点からお答えいたしかねますので、まずは、事業者側から定期健康診断やじん肺健康診断等に利用されている医療機関・健康診断機関へ直接ご相談下さい。

3 溶接ヒュームの濃度測定（個人ばく露測定）

個人ばく露測定については、第1種作業環境測定士・作業環境測定機関などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者による実施をお願いしております。

石川労働局のHPには、作業環境測定機関名簿を掲載しておりますので、個人ばく露測定に対応可能であるか否かを各機関にお尋ね下さい。

https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kenkou_taisaku/sanqyo02.html

※令和3年度には、溶接ヒュームの濃度測定を作業環境測定機関に委託した場合に、その経費の一部を補助する事業が実施される予定で、当該補助金事業の詳細については、判明次第、石川労働局HPに掲載する予定であります。

4 呼吸用保護具のフィットテストの実施機関

呼吸用保護具のフィットテストは、令和5年4月1日からの施行となります。

当局には、呼吸用保護具のフィットテストを実施できる機関等についての相談が寄せられておりますが、当局では、公平性の観点からお答えいたしかねますので、呼吸用保護具を製造しているメーカーなどに直接ご相談下さい。

※石川労働局では、金属アーク溶接等作業に関する情報について、適宜、石川労働局HPに掲載する予定です。